



勇行
東京都

目次

山示(水)

○昭和四十六年五月大蔵省告示第十五号（国民
水道更正統合等の取扱いを規制する
規則）の一部改訂

◎東京都告示第八百一十九號
平成十八年東京都告示第八百一十九號(東京都建築基準法施行細則による耐震性検査申請書)の一節を次のとおり改正する。
平成十九年五月三十一日
東京都知事 石原慎太郎
様式十八を次のとおりに改める。

た東洋七書に加筆する風景を含む、「（む）」を加える。

附 則(六)

◎東京都令第56号。以下「条例」という。及び社労業

署等に関する条例施行規則(昭和45年東京都府令第67号)。

昭和45年17年5月26日付長官訓令第14号中(其正規長官訓

出事務規則第1項第6項の規定)を除く)6.1規則

水の代り立替用」、規則14式規則に付する記載に付す。

計画18年5月26日付川11-1

消防局長付規則、規則、規則、規則

事務の代り立替用の規則長官訓令第6項の規定)を除く)6.1規則

水の代り立替用」、規則14式規則に付する記載に付す。

計画18年5月26日付川11-1

消防局長付規則、規則、規則、規則

事務の代り立替用の規則長官訓令第6項の規定)を除く)6.1規則

水の代り立替用」、規則14式規則に付する記載に付す。

消防局長付規則、規則、規則、規則

事務の代り立替用の規則長官訓令第6項の規定)を除く)6.1規則

消防局長付規則、規則、規則、規則

事務の代り立替用の規則長官訓令第6項の規定)を除く)6.1規則

消防局長付規則、規則、規則、規則

事務の代り立替用の規則長官訓令第6項の規定)を除く)6.1規則

消防局長付規則、規則、規則、規則

事務の代り立替用の規則長官訓令第6項の規定)を除く)6.1規則

消防局長付規則、規則、規則、規則

事務の代り立替用の規則長官訓令第6項の規定)を除く)6.1規則

消防局長付規則、規則、規則、規則

事務の代り立替用の規則長官訓令第6項の規定)を除く)6.1規則

消防局長付規則、規則、規則、規則

(規則)

第1条 この規則は、社会福祉等に関する条例(昭和45年

東京都令第56号。以下「条例」という。)及び社労業

署等に関する条例施行規則(昭和45年東京都府令第67号)。

以下「規則」という。)に規定する患者等搬送事業者認

定表示制度の施行に際し、必要な事項を定めるものとす

る。

(認定基準)

第2条 規則第4条第1号に規定する消防機監が定める業

務として患者等搬送業者を行うための資格は、次の各

号のいずれかに相当するものとする。

(1) 消防機監が其職する患者等搬送業務員基礎講習(以

下「業務員講習」という。)を修了し、別記様式第1

号に定める患者等搬送業務員通任証(以下「通任証」という。)の交付を受けている者

(2) 医師、歯科医、保健師、看護師、救急救命士、准看

護師、医学生、看護学生その他の専門に接する者と同等

以上の知識及び技術を有するものとして消防機監が認

め(以下「特例通任」という。)、通任証の交付を受け

ている者

2 規則第4条第2号に規定する消防機監が定める患者等

搬送用自動車の構造及び設備は、次の条件を備たるもの

とする。

(1) 患者等搬送用自動車には、サイレン及び赤色灯の装

備を有しないこと。

(2) 患者等を収容できる能者は、ストレッチャー又は車椅子を1台以上収容できる能者があり、かつ、乗務員が

乗務を行うために必要な広さを有すること。

(3) ストレッチャー及び車椅子を使用した状態で車体に

固定できる構造であり、かつ、ストレッチャーは、患

者等固定用ベルトを有すること。

(4) 排気及び吸排気装置を有すること。

(5) 無線機その他の緊急連絡に必要な機器を有すること。

3 規則第4条第3号に規定する消防機監が定める積載する荷物は、別記第1に掲げるものとする。

(認定表示)

第3条 要求第6号に規定する消防機監又は再講習(以下「再講習」という。)を受講しようとする者は、別記様式

第2号により消防機監に申請するものとする。

2 前項の認定表示の提出について、別記第2に定めるものとする。

3 認定表示の有効期限は2年とし、業務員講習又は再講習を受講した日から2年内に再受講しないときは、当該

通任証は失効するものとする。

4 通任証を吊消、滅失、汚損又は破損したときは、別記様式第3号により消防機監に申請するものとする。

5 特例通任を受けようとする者は、別記様式第4号により消防機監に申請するものとする。

(認定表示)

第4条 要求第5号に規定する消防機監が定める東京消防庁認定表示の方法は、次のとおりとする。

(1) 別記様式第5号に定める患者等搬送事業者認定マークを掲示する場合は、事業所又は当該事業に關係する場所に掲示するものとする。

(2) 条例第4条第2項に規定する審査及び検査により、

第2条第2項に適合していると認められた患者等搬送用自動車(以下「認定車両」という。)に、別記様式

第6号又は様式第7号に定める患者等搬送用自動車認

定マークを掲示する場合は、車両後面の見やすい場所に付けるものとする。

(3) 設定車両の車体に「東京消防庁認定」と表示する場合は、文字の大きさは、縦横50ミリメートル以下とする。

(認定手続)

第5条 規則第6条第2項に規定する消防機器が定める図書とは、次のとおりとする。

(1) 別記様式第8号に定める乗務員名簿

(2) 別記様式第9号に定める患者等搬送用自動車構造設備圖面

備用組合

(3) 規則第4条に規定する許可に係る国土交通大臣の許可書又は免許状の写し

(4) 会則第14条第2項に規定する患者及び検査に係る患者等搬送用自動車の自動車検査証の写し

(遵守すべき事項)

第6条 規則第9条第1号に規定する消防機器が定める制限に関することは、緊急に医療機関その他の場所に輸送しなければならない患者等を搬送すること及び事務所、

患者等搬送用自動車、バンパレットその他これらに類するものについて、緊急性のある業務を行っていると高評価を与える表示をしてはならないことをいう。

2 規則第9条第2号に規定する消防機器が定める応急手当の実情に関することは、患者等搬送業務に從事する者が患者等の安全な搬送を心掛けること及び搬送途上において、気道確保、体温管理その他の症状の悪化の防止に必要な応急手当を行うことという。

車への通報及び救急自動車の要請に関することは、次に示すものとし、該当する場合に通報及び要請を行うこと

(1) 患者等搬送業務に従事する者は、常に身体的情報保持に努めること。

(2) 患者等搬送業務に従事する者は、患者等搬送用自動車、積載資器材等の点検整備を確實に行うこと。

(3) 患者等搬送業務に従事する者は、患者等搬送用自動車、積載資器材等の初期を毎使用後に別表第3により実施するとともに、毎月1回以上の定期清掃を行うこと。

した場合

(2) 患者等に接した時点において、患者等の症状等から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合

(3) 患者等搬送業務において、症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合

(4) 患者等搬送業務に従事する者は、患者等の収容先医療機関へ搬送する必要があると判断した場合

(5) 患者等搬送業務に従事する者は、第3号に規定する資格を証明するものの機器に関することは、患者等搬送業務を行う際に適性を確認することをいう。

5 規則第9条第5号に規定する消防機器が定める業務する人に関することは、患者等搬送業務を患者等搬送用自動車1台につき2人以上で行うことをいう。ただし、

次のいずれかに該当する場合は、乗務員を1人とすることができる。

(1) 車椅子のみを使用する場合

(2) 乗務員以外に医師、看護師又は救命救急士が同乗する場合

(3) 運院の場合

(4) 医師により車前に入院日が指定されている場合

7 規則第9条第7号に規定する消防機器が定める特異な事案を扱った場合の報告に関することは、次に掲げる事項に該当する場合に、消防機器に別記様式第1号に定める特異事案報告書による報告を行うことをいう。

(1) 患者等を搬送中に症状が悪化し、心肺蘇生を実施した場合

(2) 患者等搬送業務実績中に救命自動車等を要請した場合

(3) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症に該当する事項をいう。

3 規則第9条第3号に規定する消防機器が定める消防機器に掲げる事項をいう。

(木) 平成19年3月31日

(第13950号)

新感染症、指定感染症等他の患者等に影響を及ぼす感
染症患者（疑いを含む。）を扱った場合（事後に判明
した場合を含む。）

(4) 患者等の搬送中ににおいて、ストレッチャーやからの
転落、交通事故等が発生した場合

(認定更新)

第7条 条例第14条第2項に規定する消防監視の認定を受けた東京都消防庁認定事業者は、条例第16条の規定による

認定の失効の際、認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の3か月前

から1日前までに、消防監視に申請するものとする。

2 前項の認定を更新する手続にあっては、条例第14条第2項から第4項まで及び規則第6条の認定申請手続の規定を準用する。

(事業内容の変更)

第8条 条例第18条に規定する変更の申請は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 規則第4条に規定する事業許可に係る変更

(2) 認定申請の撤回及び更迭並びに用途の変更

(3) 認定申請の種目

(4) 機械装置等の種類の変更

(5) 乗務員の人員の変更

2 規則第11条第2項に規定する消防監視が定める医師とは、次のとおりとする。

(1) 両規第1号の場合には、変更内容を証明するものの写し

L

(2) 両規第2号の場合には、第5条各号（第3号を除く。）に掲げる図書

(3) 両規第5号の場合は、第5条第1号に掲げる図書

(医師)

第9条 条例第20条第3項に規定する消防監視が定める証票は、別記様式第12号に定める機械検査証とする。

附 四

(施行日)

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、東京都消防庁民間患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱（平成13年6月27日政管第74号東京都民営命通達）の規定により患者等搬送業者基準講習及び患者等搬送業務員再講習を受け、交付された通仕証で、この告示の施行の際現に効力を有するものは、この告示の第2条第1項第1号により交付された通仕証とみなす。

3 緊急業務等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年東京都条例第79号、以下「新条例」という。）用意

第2項に規定する新条例の施行日前に消防監視の認定を受ける場合は、この告示の第2条及び第5条の規定の例による。

別表第1(第2条開設)

分類	品名
呼吸器用資器材	ボケットマスク
三包材	パックマスク
搬送保険用資器材	三包材
保育・運送資器材	ばんそり
搬送用資器材	日本製
その他医療材	体位はしづき

備考 1 単椅子を使用車両の場合、パッケージ、まくら、敷物、ピンセットの構成は、各事業者の任意とする。

2 自動体外式除細動器(AED) AED接続する資器材構成は、各事業者の任意とする。

別表第2(第3条開設)

機種	日本語	英語	内訳	説明
機械	患者等搬送車事業実施基準	患者等搬送車事業実施基準		
機械	患者等搬送車業者登録制度	患者等搬送車業者登録制度		
機械	患者等搬送用自動車の要件と表示	患者等搬送用自動車の要件と表示		
機械	搬送・搬出の要件	搬送・搬出の要件		
機械	気道確保装置	Airway protection device		
機械	人工呼吸装置	Artificial respiration apparatus		
機械	心肺蘇生装置	Cardiopulmonary resuscitation apparatus		
機械	除細動装置	Defibrillator		
機械	AEDの使用法	How to use AED		
機械	AEDによる使用法の表示	Indication of how to use AED		
機械	AEDの実技要領	Practical technique of AED		
機械	急救	First aid		
機械	止血	Stop bleeding		
機械	圧迫	Compression		
機械	通気	Respiration		
機械	蘇生	Resuscitation		
機械	外傷の手当要領	How to handle external injuries		
機械	般傷の手当	General treatment		
機械	皮膚の緊急処理	Emergency treatment of skin		
機械	体位管理要領	Position management		
機械	体位	Position		
機械	搬送	Transportation		
機械	扶助	Assistance		
機械	搬送用資器材への乗せ降ろし要領	How to load and unload from a transport equipment	2.0	
機械	ストレッチャー等による搬送要領	How to transport using a stretcher or the like		

本研修会の概要及び 参加者と連絡	講 师 内 容 時 間	2.0
自動体外式除細動器 の使用とその操作	講 師 内 容 時 間	2.0
合 計 時 間	講 師 時 間	2.0
合 計 時 間	講 師 時 間	2.0
合 計 時 間	講 師 時 間	2.0

3 本研修会実施基準及び実施計画の概要と実施内容	内 容 時 間	合計の基準
実施機関及び実施場所(シナリオに沿ったAEDを含む) 実施	実施時間	50分
AEDを介した心肺蘇生を実施するための基礎的知識 実施機関との連携実績 実施及び報酬料金の算出及び実施料金額	実施時間	80分

別表第3(第6条関係)

1. 組合の実施要領

区分	直結、噴射等による内洗を受けた場合	未記以外の内洗の場合	
		1. 洗浄による清拭	2. 前洗、殺菌
機器材	1. 洗浄による清拭 2. 洗水による洗浄 3. 前洗、殺菌	1. 洗水による洗浄 2. 前洗、殺菌	
車 内	1. 前洗による清拭、噴霧消毒 2. 洗水による洗浄	1. 洗水による洗浄 2. 前洗による清拭	
乗 呆	1. 車内で、水漏れを避けなければならない場所は、前洗による清拭を行うものとする。 2. 前洗実施時には、使い捨てのビニール手袋等を着用すること。		

2. 製品名及び使用上の注意等

製品名	適用(濃度)等	使用上の注意		
		1. 成膜	2. 噴霧剤	3. 防錆油
塗化ペンザルコニウム	1. 成膜 0. 0.5~0. 1% 2. 噴霧剤 0. 1% 3. 作り方	1. 噴霧剤に対しては、有効ではない。 2. 石けん類は、殺菌効果を弱めるので、 ケレングル石けん類等との併用は避け る。 3. 直結、噴射等の方法では、有効 効果が減少するので、器具等に付着し ている場合は、十分に洗い落としてか ら使用すること。 4. 合成アミン類品、合成樹脂樹脂等への 使用は、避けることが望ましい。	1. 直結、噴射等は殺菌作用を弱めるの で、これらが付着している器具等に用 いる場合は、十分に洗い落としてか ら使用すること。 2. 全員を防護させるので、器具等に使 用する場合には、注意すること。 3. 錆厚液が皮膚に付着した場合は、直 ちに洗き取り、石けん水と水でよく洗 い落とす。 4. 噴霧剤に対しては、有効ではない。	1. 成膜、噴射等は殺菌作用を弱めるの で、これらが付着している器具等に用 いる場合は、十分に洗い落としてか ら使用すること。 2. 全員を防護させるので、器具等に使 用する場合には、注意すること。 3. 錆厚液が皮膚に付着した場合は、直 ちに洗き取り、石けん水と水でよく洗 い落とす。 4. 噴霧剤に対しては、有効ではない。
相毒液(原液10%)	濃度 0. 1%の相毒液(1L) 1.0cc+水9.9cc			
塗化ペンザルコニウム	1. 成膜 0. 0.5~0. 1% 2. 噴霧剤 0. 1% 3. 作り方	1. 噴霧剤が皮膚に付着した場合には、 直ちに洗き取り、石けん水と水でよく 洗い落とす。 2. 洗水で洗取ると次第に濃縮して貯 留するようなことがあるので、このよ うな場合には、上記の液体使用する。 3. ウィルスに対しては、有効でない。	1. 噴霧剤が皮膚に付着した場合には、 直ちに洗き取り、石けん水と水でよく 洗い落とす。 2. 洗水で洗取ると次第に濃縮して貯 留するようなことがあるので、このよ うな場合には、上記の液体使用する。 3. ウィルスに対しては、有効でない。	1. 噴霧剤が皮膚に付着した場合には、 直ちに洗き取り、石けん水と水でよく 洗い落とす。 2. 洗水で洗取ると次第に濃縮して貯 留するようなことがあるので、このよ うな場合には、上記の液体使用する。 3. ウィルスに対しては、有効でない。

1. 成膜	0. 0.1~0. 0.5%	1. 直結、噴射等は殺菌作用を弱めるの で、これらが付着している器具等に用 いる場合は、十分に洗い落としてか ら使用すること。
2. 噴霧剤	0. 0.2~0. 0.5%	2. 全員を防護させるので、器具等に使 用する場合には、注意すること。
3. 防錆油	0. 1~1%	3. 錆厚液が皮膚に付着した場合は、直 ちに洗き取り、石けん水と水でよく洗 い落とす。
4. AIDS-HBVウイルス等	1%	4. 噴霧剤に対しては、有効ではない。
(1) 内洗 (ED)	0. 1~0. 5%	
5. 作り方		
- 濃度 1%の相毒液(1L)		
相毒液(原液5%)		
1.67cc+水8.33cc		
- 濃度 0. 5%の相毒液(1L)		
相毒液(原液5%)		
8.3cc+水9.17cc		
- 濃度 0. 0.5%の相毒液(1L)		
相毒液(原液5%)		
8.0cc+水9.92cc		

昭和20年
株式第1号(第2空調函)
表紙(裏)

(四)

- 患者等搬送員が医療機関に受診する場合は、必ず持行してください。

- 2年ごとに川崎病を発病したことのある者は継続し立てます。



患者等搬送員登録

准任正

東京消防庁

200センチメートル

70センチメートル

(第二回)

内規(第1回)

写真		年	月	日
		平	11	26
被服		年	月	日
		平	11	26
上記の事は、患者等搬送員登録用 (内規外式搬送員登録用)に 記載することを要します。 東京消防庁 指定機関				

備考 1 写真2枚(申請日のものか前以内に撮影した上半身像(縦4センチ・メートル・横3センチ・メートル、裸体、無背景)とし裏面に氏名及び年齢を記入したもの) 1枚は申請書にのりづけ、他の1枚は持行してください。

2 患者等搬送員登録用の申請に写真は必要ありません。
3 患者等搬送員登録用の申請を受ける方は、患者等搬送員登録用の交付書類及び交付年月日を記入してください。

4 中間者は、勤務先を管轄する勤務者へ提出してください。
5 登録には、記入しないでください。

株式第2号(第3空調函)

患者等搬送員登録用(四) 漢字登録申請書

年 月 日

東京消防庁
消防委員会

被服区分	<input type="checkbox"/> 患者等搬送員登録用基準被服	被服番号 第	号
のりづけ	ふりがな	交付番号 第	号
貼付	庄名	交付日	年 月 日
年 月 日 時 間 10時×3ヶ月	性別	年 月 日生	
名 称	姓 名	性別	()
被服登録日	年 月 日	被服登録日	年 月 日
被服登録日	年 月 日	被服登録日	年 月 日

被服登録用

被服登録用

様式第3号(第3条開設)

被験者候選乗務員選任並交付申請書

年月日

東京都消防庁
消防監査課

東京都消防庁 消防監査課	
のりつけ 姓 名	ふりがな
住 所	年月日生
平 氏 姓 名 tenshisei	性別 ()
職 所 在 先 姓 名	年月日
所交付申請 理 由	交付番号
被 住 所	交付日 年月日交付
被受付欄	受取欄

備考 1 写真 2枚(申請日の6か月以内に撮影した上半身像(横4センチメートル×横3センチメートル、無帽、無背景)とし裏面に氏名及び年齢を記入したもの)1枚は申請書にのりつけ、他の1枚は添付してください。
 2 応答等送達場所選択用の交付番号及び交付年月日を記入してください。
 3 中附書は、勤務先を管轄する消防署へ提出してください。
 4 施設には、記入しないでください。

様式第4号(第3条開設)

特例選任申請書

年月日

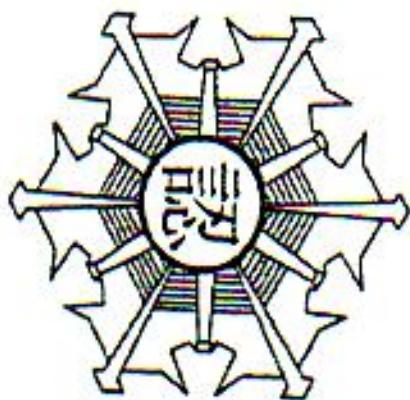
東京都消防庁
消防監査課

東京都消防庁 消防監査課	
のりつけ 姓 名	ふりがな
住 所	年月日生
平 氏 姓 名 tenshisei	性別 ()
職 所 在 先 姓 名	年月日
所交付申請 理 由	交付番号
被 住 所	交付日 年月日交付
被受付欄	受取欄

備考 1 写真 2枚(申請日の6か月以内に撮影した上半身像(横4センチメートル×横3センチメートル、無帽、無背景)とし裏面に氏名及び年齢を記入したもの)1枚は申請書にのりつけ、他の1枚は添付してください。
 2 特例第2条第1項第2号の特例選任に該当する者であることを説明する説明の写しを添付してください。
 3 中附書は、勤務先を管轄する消防署へ提出してください。
 4 施設には、記入しないでください。

様式第5号(第4種認定)

患者等搬送事業者認定マーク



事業者名: 年 月 日
認定年月日: 年 月 日
番号: 第 号

患者等搬送に適合する事業者として認定する。

東京消防庁

様式第6号(第4種認定)

患者等搬送用自動車認定マーク



備考 1 染は緑色、文字は黒色、看板等は金色とする。
2 横237ミリメートル以下、幅350ミリメートル以下とする。
3 消防車は、幅横10ミリメートル以下とする。

- 備考 1 染は緑色、文字は黒色、看板等は金色とする。
2 横237ミリメートル以下、幅350ミリメートル以下とする。
3 消防車は、幅横10ミリメートル以下とする。

模式第7單(第4集題)



車椅子専用自動車認定マーク

(中稿子專用)

参考 1 電は褐色、文字は黒色、警防章は金色とする。
2 尺法は、解説 90 ミリメートル以内とする。

寸法は、離地 90 ミリメートル以内とする。

寸法は、離地 90 ミリメートル以内とする。

卷之三

寒情月令

様式第11号(第5項類似)

東京都府行

内閣總理大臣

國民事務官

住 所

都道

氏 名

特異事案報告書

平 江 口

被 動 会 名	
所 在 地	
通 路	
誕 生 日 期	西暦 西暦 西暦
該する区分の□に△印を付すること。 都道第6会第7号 □ 第1号 □ 第2号 □ 第3号 □ 第4号	
米 田 真 氏 名	

(日本工業規格A4判4面)

様式第11号(裏)

被 動 会 名	理 由

(日本工業規格A4判4面)

株式会社
日本機械研究所

2



西漢書

· 韓國國史館藏 · 韓國國史館藏 · 韓國國史館藏 ·

東京消防庁

三

卷之三

10

この規則を構成するには、各会員団体に属する各会員 20 名以上様の規定により事務局において選舉を行う権利を有する。

政治家に就する各種政治思想

新規の機会において、新規顧客開拓に必要な情報を収集し、新規顧客として登録する。新規顧客登録後、新規顧客登録確認用Eメールを送信することができる。

中高生の数学Ⅰ場に適応する算数問題選集

正論の書籍目次

本論第2回本論2題の題意による論述は、既定をどうとすれば具体的の題旨が何に沿うかを述べるものとする。

發行處
東京都新宿區西新宿1-1-33-1号
電話 03(5911)1111 (42)
郵便番号 163-8001
定価

九〇四 所 誠 春 日 藤 株 式 會 社
九〇四 東京都品川区豊町一丁目七番二号
(誠通株式会社)

R80
雨潤食業
全營養飲食